まどか

危険な空き家の対策は

間 危険な空き家への今後の取 り組みについて、建物が未登記 である場合、また、所有者が死 亡しており相続人が相続放棄を した場合は、どのような措置を 取るのか。



答の空家等対策特別措置法には、 市長が措置を自ら行う略式代執 行という規定がある。略式代執 行は、危険度が高いというケー スにもかかわらず、登記情報や 戸籍情報、税情報などの調査を しても所有者等が確知できない 場合、あるいは、調査の結果所 有者が死亡しており、全ての相 続人が相続放棄を行っていた場 合など、調査を尽くしても措置 を命ずるべき所有者等を確知で きないといったときに、状況を よく判断して法の手順に従い行 っていく。

また、神奈川県横須賀市では、 危険度が高かった空き家につい て、登記情報や税情報などによ ってさまざまな調査を尽くした が、所有者が不明であったため、 全国初の略式代執行に踏み切っ たという例もあったと聞いている。

●その他の質疑・質問●

- ○無戸籍問題への対応は
- 気軽に相談できるよう周知を
- ○三世代同居・近居への支援を ○消防団員の加入促進への対応
- 消防団応援事業所への取組を
- ○中勢北部サイエンスシティの 排水について
- 流域公共下水道供用開始時期 と開始後の排水に対する周知は ○香良洲橋の架け替え時期は、 遅れていないのか など



▲老朽化に伴い早期の架け替え が望まれる香良洲橋



移動支援事業を柔軟な 形態で実施せよ

問 移動支援事業に関して、津 市の規定では、身体障がい者で 肢体障がい1級の人しか認めら れていない。体幹の機能障がい により、明らかに立ち上がるこ とが困難な方や、歩行が困難な 方にも適用できるようにせよ。 2級や3級の人、あるいは手帳 交付されている人を対象にして いる自治体もある。県都津市が、 先んじて福祉を向上していく必 要があるのではないか。

答 移動支援事業に関しては、 肢体や体幹機能の1級の手帳を お持ちの方の他、視覚障がいや 知的障がい、精神障がいの方な ども利用の対象としている。

確かに、肢体の障がいに関し ては、名古屋市や横浜市などの 大都市圏では、人口が多いこと から多様な障がい程度の方がみ えるため、対象者の拡大がされ ているが、県内では、津市と同 様の対象要件としている自治体 が多い。

対象の範囲を広げるというこ とになれば、財源の問題などを 考える必要があり、今のところ 対象の範囲を見直すという方向 での検討は行っていない。



●その他の質疑・質問●

○市内でライン(白線)が消え ている箇所が多く、事故の恐れ があるので早急に修復せよ

- 高齢者はラインを頼りに運転 することに加え、歩行者を守る ためにも必要ではないか
- ○路面の穴ぼこは広がる前に修 復せよ
- ○道路維持予算の増額および人 員を確保し体制を整えよ



▲白線が消えて、危険な状態の 道路